提出先 北海道

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシ	ンホウジン ナガイガクエン		
法人名	社会福祉法。	人 長井学園		
法人所在地	〒 069-0 江別市東野(
フリガナ	タカハシ リョ	ıウタ		
書類作成担当者	高橋 涼太			
連絡先	電話番号	011-381-0651	E-mail	nagai399-32@violet.plala.or.jp

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「〇」、取得しない加算について「×」を選択すること。

福祉·介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算) 福祉•介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

2 賃金改善計画についてく共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I【処遇改善加算】福祉·介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅲ【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額・
- Ⅳ【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取	:得予定の	加算の	の合計		
1	令和	5	年度の加算の見込額	55,694,340	円
2	賃金改割 (右側の		込額 『算見込額を上回ること)	58,635,973	円

(2)加質類を上回る賃金改業について(内訳)

要件 I

悪件Ⅱ

亜供Ⅲ

		211			. —	_	
		処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算	0
() 令和 5 年度の加算の見込額	36,885,288	円	9,697,284	円	9,111,768	円
(2	賃金改善の見込額(i-i) (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a) 39,591,940	円	(b) 9,795,853	円	(c) 9,248,180	円

【記入上の注意】

- にハエッセル) (a川には、処遇収害加昇の昇疋により天施される偏似・介護職員の頁金収書の見込組を法人で計昇し、直接記入するこ
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✔)により誓約すること。

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。



※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(③)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)

②賃金	改善集	施期間		令和	5	年 4	月	~	令和	6	年 3	月(12 か月)
賃金改 う給与の		☑ 基本給 □ 手	当(親	折設) ✓	手当()	既存の増	湏)	✓賞	与	□ ₹0	の他 ()
		(当該事業所における □ 就業規則の見直し (賃金改善に関する規		☑ 賃金規程	の見直し	L _ 7	の他	(うを抜き出	すこと。)
具体的 内容	な取組	○福祉・介護職員の基本 ○賞与の支給率を0.2ヶ月 ○夜勤手当を規程を上回	1分增	曽額する。						ごとに決	定する)		
		※前年度に提出した計	ľ										
		(上記取組の開始時期])	令和	5 年	. 4 F	(実	施済	☑ 予5	定)		
・ 次の いず)要件につ	パス要件 Dいて該当する場合チェッ <u>iたすこと。</u>					to W	ЭТ. П	の担合に		場合もキャ! 3当」、加算:		
	I	要件 I 次のイからん					もい	ずれか	「該当」	×20· 7 · E2	(3), /// (3)	1 07-20 [▼ 図 該当 ○
		・護職員の任用におけん							١ ۵.				
		ずる職位、職責又は職績 ついて、就業規則等の						-	企業	吕1-田4	コープハス		
//	1, 11	ついて、脱未規則寺の	明明	は依拠況と	で音画で	ご登1佣し、3		伸怔"	기 護戦	貝に向え	山している	2	
キャリ	アパス!	要件Ⅱ 次のイとロネ	方	の基準を満	たす。				の場合に 「該当」	は必ず「該	[当]、加算	Ⅱの場合	該当 ○
イ		・護職員の職務内容等 策定し、研修の実施又I					奐しな	がら、	資質向.	上の目標	票及び①、	②に関	する具体的な
				に、福祉・		の計画に沿員の能力							ミ施するととも :と
	取組内	_	~	① 研修計画で 修の受講、	を策定し終 年に1回	圣験年数等 レポート提	のキャ 出によ	リアに る評価	凸った研⁴ の実施。	修及び全	体研修を年	度を通	して実施。外部研
	した上で	「る項目にチェック(✔) ご、具体的な内容を記		資格取得	のための	の支援の乳	€施		*	当該取組	の内容につ	ついて下	記に記載すること
	載)		>	② 希望職員	を対象に社	社会福祉士	資格耶	女得に向	りけた勉強	強会を2#	か月に1回 程	度開催	•
	イにつし	ヽて、全ての福祉・介護	職員	に周知してい	る。								
キャリ	アパス	要件皿 次のイと口間	7方(の基準を満	たす。		加第	I の均	場合は必	ず「該当」	l		☑該当 〇
1		・護職員について、経駅 ナている。	発着し	くは資格等に	応じて	昇給するに	-組み	又は-	-定の基	準に基	づき定期に	こ昇給を	判定する仕組
			√	① 経験に応し ※「勤続年		ける仕組み 経験年数」な	どに応	じて昇	給する仕	上組みを打	旨す。		
		な仕組みの内容(該当)全てにチェック(✔) :。)	>	② ※「介護福	祉士」や	合する仕組る 「実務者研 して就業する	修修了						指す。ただし、介 ·要する。
			✓	③ ※「実技試	験」や「人	き定期に昇 、事評価」な 明文化され	どの糸	吉果に基	きづき昇紀	給する仕	組みを指す	。ただし	、客観的な評価
	イにつし	ヽて、全ての福祉・介護	職員	に周知してし	る。								

39,591,940 円

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者か

✓ 求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1)特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、<u>オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。</u>
- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B) (ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C) (ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- ™ 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと

(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※ <u>法人で設定する</u> 、特定加算による平均賃金改善額の比率 1.06 : 1.0 : 0.	3.0 45 (104 F	O 人 O 円
(ア)特定加算による質金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✔)すること (イ)ー月当たりの常勤換算職員数(見込数) (ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率 (エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額の比率 (オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額) (カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ配入 (キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額) (ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 (ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数 (カ)を対し、 (カ)の方式では、 (カ)の方式	3.0 45 (104 F	O 人 O 円 ,
※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(v)すること (イ)ー月当たりの常勤換算職員数(見込数) (ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率 (エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額) (オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額) (カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≧2Cを満たさない場合のみ配入 (キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額) (ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 (ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数 10 か所	45 (104 F 円)	〇 〇 円
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率 (エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額) (オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額) (カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≧2Cを満たさない場合のみ配入 (キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額) (ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 (ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数 1.06 : 1.0 : 0. (1,343 円 (5,716,630 円) (183,749) (ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 (ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 (ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数	45 (104 F 円)	〇 〇 円
※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率 (エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額) (オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額) (カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≧2Cを満たさない場合のみ配入 (キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額) (ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 (ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数 1.00 : 1.00	1 04 F 円)	O O H
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額) (3,895,475円) (5,716,630円) (183,749 (カ)Bとの平均賃金の見込額(月額) 円 ※B≧2Cを満たさない場合のみ記入 (キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額) (ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 20人 (ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数 10 か所 ← 10 か析 ←	円))
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入 (キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金 が最も高額となる者の賃金の見込額(年額) (ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 (ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数 10 か所 □ 要件 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
※B≧2Cを満たさない場合のみ記入 (キ) 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金 が最も高額となる者の賃金の見込額(年額) (ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 (ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数 10 か所 □	F	7
(ケ) 経験・技能のある介護職員(A) のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 20 人 (ケ) 本計画書 (別紙様式2-3) で特定加算の取得を届け出た事業所数 10 か所 (ケ) か (ケ) 本計画書 (別紙様式2-3) で特定加算の取得を届け出た事業所数 10 か所 (ケ) か (ケ) 本計画書 (別紙様式2-3) で特定加算の取得を届け出た事業所数 10 か所 (ケ) か (ケ) な (
善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 20 人 (ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数 10 か所 10 か所 4 mm		
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数 10 か所 ← 10 N		
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由		
□ することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 □ その他(※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が、円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断と。		
(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法	_	_
賃金改善令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月(12 か月)	(O
経験・技能の ある障害福祉 人材(A)の考	爰者養	ultu
え方 (4(1)②で(A)にチェック(V)がない場合その理由)		
賃金改善を行う給与の種類 基本給 手当(新設) 手当(既存の増額) 貸与 その他 ()	
(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)		
□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 ()	1
(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて善き行う場合、その旨を記載。	賃金改	攵
具体的な取組 内容 〇福祉・介護職員の基本給を標準1.5%昇給する。(職務及び経験年数等を考慮し各人ごとに決定する) 〇賞与の支給率を0.2ヶ月分増額する。 〇夜動手当を規程を上回り上限5,000円まで増額する。また資格手当の増額及びサービス管理責任者等職務に応じ増額する	5	
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。		_
ハル・スールにクルドロロロックススペックのカローION ススピバビ <u>ーII</u>		╛

(3)見える化要件について

・美施する周知	万法について、チェック(レ)すること。
ホームページ	□ 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載
への掲載	自社のホームページに掲載
その他の方法	
による掲示等	□ その他(

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1)ベースアップ等加算の配分要件

- ・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

 区 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベー	-スアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)	9,248,180	円					
②べ-	-スアップ等による賃金改善の見込額							
蓋福	i)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	8, 916, 200	円					
護祉・	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)	5, 950, 800	円	(66. 74)	%	← <mark>O</mark>
員介	(括弧内は月額)	(495,900 円)	_		_		要
そ	ii)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	331, 980	円					D
職の種他	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)	223, 200	円	(67. 23)	%	← <mark>O</mark>
の	(括弧内は月額)	(18,600 円)	_				

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 5 年	4 月 ~ 令和	6 年 3 月	(12 か月)	0
賃金改善を行	ベースアップ等 (必ず選択) ✓ 基		毎月支払われ	やまって毎月支払われ 当(既存の増額)	
う給与の種類	上記以外 (必ず選択) □ 手当	(新設)	既存の増額) 🗸	賞与	その他 ()
	(当該事業所における賃	金改善の内容の根拠と	なる規則・規程)		
	□就業規則の見直し	☑ 賃金規程の見直し	レ □ その他 ()
	(賃金改善に関する規定	内容) ※上記の根拠規程の	のうち、賃金改善に関する部	『分を抜き出すこと。	
具体的な取組 内容	資格等級別範囲給の中位3 給与規程 別表1 資格等系 別表2 初任給表 一時金を支給する	划範囲給	己別表を改定		
	※前年度に提出した計画	書から変更がある場合には	は、変更箇所を <u>下線</u> とす。	るなど明確にすること。	
	(上記取組の開始時期)	令和 4 年 2	2 月 (🗸 実施)	斉 万定)	

6 職場環境等要件についてく処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(**・**)すること。全<u>体で必ず1つ以上の取組を行うこと</u>。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全でにチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。
※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実

※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めるコレートレナス

区分	内容
	☑ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上や	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする 者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の 受講支援等
キャリアアップ	✓ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	□ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	✓ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	一 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
推進	✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	☑ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
m + 4 A L A	□ 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
腰痛を含む心 身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
300世次日生	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	✓ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	☑ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	✓ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	✓ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	
やりがい・働き がいの構成	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
/3・6・6ノ行時/戊	✓ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
	にり期間中の実施が困難な場合 に取組実績がある項目にチェック(ビ)すること。 理由:

7 要件を満たすことの確認・証明く共通>

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

- 以下の点を確認し、何たしている項目に主てアエプラ(*)すること。	
確認項目	証明する資料の例
✓ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
✓ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☑ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
▼キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
☑ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管している ことを誓約します。

令和 <mark>5 年 4 月 14 日 法人名 社会福祉法人 長井学園 代表者 職名 理事長 氏名 長谷川 浩</mark>

別紙様式2-2 福祉·介護職員処遇改善計画書(施設·事業所別個表)

法人名 社会福祉法人 長井学園

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2(2)①に転記) 36,885,288

			+ 444	~ ~ ~ + w				(1)福祉·介護	職員処遇。	女善加 算	Į									
	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)		算定する 福祉・介 護職 選改 算の区分	加算率(d)				算定	!対象	月(e))			福祉·介護職員処遇改善加算の見込額(c×d×e)
1	0111000501	北海道	北海道	江別市	ハビタットのっぽろ	施設入所支援	5,910,575	継続	加算Ⅰ	8.6%	令和	5 年	4	月~令	ā 6	年	3 月	1 (12 ヶ月)	6,099,708
2	0111000501	北海道	北海道	江別市	ハビタットのっぽろ	障害者支援施設:生活介 護	11,517,955	継続	加算Ⅰ	6.1%	令和	5 年	4	月~令	a 6	年	3 月	(12 ヶ月)	8,431,140
3	0111000030	北海道	北海道	江別市	ハビタットのっぽろ	短期入所	7,951	継続	加算Ⅰ	8.6%	令和	5 年	4	月~令	a 6	年	3 月	(12 ヶ月)	8,196
4	0111000519	北海道	北海道	江別市	えべつデイサポートニルシ	生活介護	6,013,353	継続	加算I	4.4%	令和	5 年	4	月~令	a 6	年	3 月	(12 ヶ月)	3,175,044
5	0111000527	北海道	北海道	江別市	江別緑志苑	施設入所支援	6,072,091	継続	加算Ⅰ	8.6%	令和	5 年	4	月~令	ā 6	年	3 月	1 (12 ヶ月)	6,266,388
6	0111000527	北海道	北海道	江別市	江別緑志苑	障害者支援施設:生活介 護	9,917,221	継続	加算Ⅰ	6.1%	令和	5 年	4	月~令	ā 6	年	3 月	1 (12 ヶ月)	7,259,400
7	0111000535	北海道	北海道	江別市	錦町ワークサポート陽だまりの郷	就労移行支援	221,416	継続	加算Ⅰ	6.4%	令和	5 年	4	月~令	ā 6	年	3 月	1	12 ヶ月)	170,040
8	0111000535	北海道	北海道	江別市	錦町ワークサポート陽だまりの郷	就労継続支援B型	2,696,542	継続	加算Ⅰ	5.4%	令和	5 年	4	月~令	ā 6	年	3 月	1	12 ヶ月)	1,747,356
9	0121000210	北海道	北海道	江別市	明生寮	共同生活援助(介護サー ビス包括型)	1,764,258	継続	加算Ⅰ	8.6%	令和	5 年	4	月~令	ā 6	年	3 月	1 (12 ヶ月)	1,820,712
10	0111000197	北海道	北海道	江別市	地域生活サポートセンターらいぶ	放課後等デイサービス	1,892,175	継続	加算Ⅰ	8.4%	令和	5 年	4	月~令	ā 6	年	3 月	1	12 ヶ月)	1,907,304
11											令和	年		月~令	a	年	月	1	ヶ月)	
12											令和	年		月~令	a	年	月	1	ヶ月)	
13											令和	年		月~令	a	年	月	1	ヶ月)	
14											令和	年		月~令	a	年	月	1 (ヶ月)	
15											令和	年		月~令	a	年	月	1	ヶ月)	
16											令和	年		月~令	а	年	Я] (ヶ月)	
17											令和	年		月~令	a	年	月	(ヶ月)	
18											令和	年		月~令	a	年	月	1 (ヶ月)	
19											令和	年		月~令	a	年	月	1 (ヶ月)	
20											令和	年		月~令	0	年	Я	1 (ヶ月)	

別紙様式2-3 福祉·介護職員等特定処遇改善計画書(施設·事業所別個表)

法人名 社会福祉法人 長井学園

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-12(2)①に転記) 9,697,284

			**:	の所在地				(2)福祉・介護	養職員等特定処	遇改善	加算										
	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)	新規・ 継続 の別	算定する福祉・介護員等特定処遇 改善加算の 区分	加算率(f)	配置等要件				算	定対診	≹月(g)			福祉・介護職 員等特定処遇 改善加算の見 込額 (c×f×g) [円]
1	0111000501	北海道	北海道	江別市	ハビタットのっぽろ	施設入所支援	5,910,575	継続	区分なし	2.1%	-	令和	5 4	¥ 4	月~4	和 6	年	3 月	(1	12 ヶ月)	1,489,464
2	0111000501	北海道	北海道	江別市	ハビタットのっぽろ	障害者支援施設:生活介 護	11,517,955	継続	区分なし	1.7%	-	令和	5 4	¥ 4	月~年	和 6	年	3 月	(1	12 ヶ月)	2,349,660
3	0111000030	北海道	北海道	江別市	ハビタットのっぽろ	短期入所	7,951	継続	区分なし	2.1%	-	令和	5 4	¥ 4	月~4	和 6	年	3 月	(1	12 ヶ月)	1,992
4	0111000519	北海道	北海道	江別市	えべつデイサポートニルシ	生活介護	6,013,353	継続	特定加算 I	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和	5 4	¥ 4	月~4	和 6	年	3 月	(1	12 ヶ月)	1,010,232
5	0111000527	北海道	北海道	江別市	江別緑志苑	施設入所支援	6,072,091	継続	区分なし	2.1%	-	令和	5 4	Ŧ 4	月~年	和 6	年	3 月	(1	12 ヶ月)	1,530,156
6	0111000527	北海道	北海道	江別市	江別緑志苑	障害者支援施設:生活介 護	9,917,221	継続	区分なし	1.7%	_	令和	5 4	∓ 4	月~年	和 6	年	3 月	(1	12 ヶ月)	2,023,104
7	0111000535	北海道	北海道	江別市	錦町ワークサポート陽だまりの郷	就労移行支援	221,416	継続	特定加算I	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和	5 4	Ŧ 4	月~年	和 6	年	3 月	(1	12 ヶ月)	45,168
8	0111000535	北海道	北海道	江別市	錦町ワークサポート陽だまりの郷	就労継続支援B型	2,696,542	継続	特定加算I	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和	5 4	∓ 4	月~年	和 6	年	3 月	(1	12 ヶ月)	550,092
9	0121000210	北海道	北海道	江別市	明生寮	共同生活援助(介護サー ビス包括型)	1,764,258	継続	特定加算 I	1.9%	福祉専門職員配置等加算	令和	5 4	∓ 4	月~年	和 6	年	3 月	(1	12 ヶ月)	402,240
10	0111000197	北海道	北海道	江別市	地域生活サポートセンターらいぶ	放課後等デイサービス	1,892,175	継続	特定加算Ⅰ	1.3%	福祉専門職員配置等加算	令和	5 4	= 4	月~4	和 6	年	3 月	(1	12 ヶ月)	295,176
11											=	令和	á	ŧ	月~旬	和	年	月	(ヶ月)	
12											=	令和	4	F	月~旬	和	年	月	(ヶ月)	
13											-	令和	4	Ŧ	月~旬	和	年	月	(ヶ月)	
14											-	令和	á	Ŧ	月~旬	和	年	月	(ヶ月)	
15											-	令和	4	Ŧ	月~旬	和	年	月	(ヶ月)	
16											-	令和	4	Ŧ	月~4	和	年	月	(ヶ月)	
17											-	令和	4	Ŧ	月~4	和	年	月	(ヶ月)	
18											-	令和	4	Ŧ	月~旬	和	年	月	(ヶ月)	
19											-	令和	3	Ŧ	月~旬	和	年	月	(ヶ月)	
20											-	令和	4	Ŧ	月~旬	和	年	月	(ヶ月)	

別紙様式2-4 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人 長井学園

価性・川磯啾貝寺ペーペナッノ寺又抜加昇朝(兄込餅)のロaT [門] 9,111,768 (別紙雑寸2-1 2 (2) ①に転記)

		等指定権者名				サービス名	一月あた り(処遇算 等を除障い た) 祉サ等報 福 ス総額 [円](c)	(3) ベースアップ等支援加算											
	障害福祉サービス等 事業所番号			所の所在地 市区町村	事業所名			新規・継 続 の別	加算率(m)		算定対象月(n)						①福祉・介護 職員等ベース アップ等支援 加算の見込額 (c×m×n) [円]		
1	0111000501	北海道	北海道	江別市	ハビタットのっぽろ	施設入所支援	5,910,575	継続	2.8%	令和	5 年	4	月~令和	6 年	3	月 ((12 ヶ月)	1,985,952	
2	0111000501	北海道	北海道	江別市	ハビタットのっぽろ	障害者支援施設:生活介護	11,517,955	継続	1.1%	令和	5 年	4	月~令和	6 年	3 ,	月 ((12 ヶ月)	1,520,364	
3	0111000030	北海道	北海道	江別市	ハビタットのっぽろ	短期入所	7,951	継続	2.8%	令和	5 年	4	月~令和	6 年	3 ,	月 ((12 ヶ月)	2,664	
4	0111000519	北海道	北海道	江別市	えべつデイサポートニルシ	生活介護	6,013,353	継続	1.1%	令和	5 年	4	月~令和	6 年	3	月 ((12 ヶ月)	793,752	
5	0111000527	北海道	北海道	江別市	江別緑志苑	施設入所支援	6,072,091	継続	2.8%	令和	5 年	4	月~令和	6 年	3	月 ((12 ヶ月)	2,040,216	
6	0111000527	北海道	北海道	江別市	江別緑志苑	障害者支援施設:生活介護	9,917,221	継続	1.1%	令和	5 年	4	月~令和	6 年	3	月 ((12 ヶ月)	1,309,068	
7	0111000535	北海道	北海道	江別市	錦町ワークサポート陽だまり の郷	就労移行支援	221,416	継続	1.3%	令和	5 年	4	月~令和	6 年	3	月 ((12 ヶ月)	34,536	
8	0111000535	北海道	北海道	江別市	錦町ワークサポート陽だまり の郷	就労継続支援B型	2,696,542	継続	1.3%	令和	5 年	4	月~令和	6 年	3	月 ((12 ヶ月)	420,660	
9	0121000210	北海道	北海道	江別市	明生寮	共同生活援助(介護サービス包括 型)	1,764,258	継続	2.6%	令和	5 年	4	月~令和	6 年	3	月 ((12 ヶ月)	550,440	
10	0111000197	北海道	北海道	江別市	地域生活サポートセンターらいぶ	放課後等デイサービス	1,892,175	継続	2.0%	令和	5 年	4	月~令和	6 年	3 ,	月 ((12 ヶ月)	454,116	
11										令和	年		月~令和	1 年	,	月 ((ヶ月)		
12										令和	年		月~令和	年	,	月 ((ヶ月)		
13										令和	年		月~令和	年	,	月 ((ヶ月)		
14										令和	年		月~令和	1 年		月 ((ヶ月)		
15										令和	年		月~令和	1 年	,	月 ((ヶ月)		
16										令和	年		月~令和	年		月 ((ヶ月)		
17										令和	年		月~令和	年		月 ((ヶ月)		
18										令和	年		月~令和	年		月 ((ヶ月)		
19										令和	年		月~令和	年		月 ((ヶ月)		
20										令和	年		月~令和	年		月 ((ヶ月)		